

仙台理容美容専門学校 学校関係者評価委員会規程

(目的)

第1条 この規定は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 仙台理容美容専門学校は、より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。

(委員の委嘱)

第3条 委員会を構成する委員は、3名以上とし、仙台理容美容専門学校の職員以外の者で次に上げる者のうちから、学校長若しくは担当理事が委嘱する。

- (1) 仙台理容美容専門学校卒業生
- (2) 仙台理容美容専門学校同窓会会長
- (3) 理容・美容業界関係者
- (4) 地域住民
- (5) 教育に関する有識者

(役割)

第4条 委員会は、本校の学校運営及び教育活動の状況についての自己評価の結果を踏まえた評価を行い、その結果を校長に報告する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし重任、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了となった場合において、委員及び学校の双方から特段の申し出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、本校の教務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規定に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

構成員名簿

氏名	現職	任期	備考 (学校と関連する経歴等)
目々澤 利裕	理容室経営	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	外部人材 後援会会長
遠 藤 重 彦	美容室経営	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	外部人材 同窓会会長
中 村 正 夫	理容室役員	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	外部人材 卒業生
和田 美智子	美容室役員	令和4年6月1日～ 令和8年3月31日	外部人材 美容師